新型コロナウイルス感染症の影響による第一号被保険者（６５歳以上）のかたの介護保険料減免対象判定フローチャート

① 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った。

はい → **減免対象（ア）** 対象期間の保険料全額を免除

いいえ ↓

② 世帯の主たる生計維持者の前年収入に、「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれかの収入がある。

いいえ → 減免対象外

はい ↓

③ 「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれかについて、前年収入額と今年収入額見込を比較すると、３０％以上の減少額となる。（保険金、損害賠償金等により補填される額は除く）

いいえ → 減免対象外

はい ↓

④ 前年の合計所得額※が０円または、③の３０％以上減少が見込まれる「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」について、前年の当該所得の合計が０円以下である。

※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合、特別控除額を控除した後の金額です

はい → 減免対象外

いいえ ↓

⑤

前年の合計所得（④の合計所得金額） － ③の３０％以上減少が見込まれる「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」について前年の当該所得 ≦400 万円

はい → **減免対象（イ）** 対象保険料額の10/10または8/10を免除

いいえ → 減免対象外

＜申請に必要な添付書類＞

・減免対象（ア）

…減免申請書、医師による診断書等の写し

・減免対象（イ）

…前年の収入・所得がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書（収支内訳書含む） 等）、現年の各月ごとの収入状況がわかる書類（給与明細、収入及び経費が確認できる帳簿　等）